

MAIN CONTENTS

- ▶ 令和6年度 静岡支部の保険料率が決定しました
- ▶ 今から使おう！マイナ保険証
- ▶ 補助を使っておトクに健康診断！
- ▶ 退職・扶養解除時には必ず保険証を回収してください

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

令和6年度 静岡支部の **保険料率** が決定しました

令和6年3月分(4月納付分)から変更 ※任意継続被保険者の方は、4月分(4月納付分)から変更

《健康保険料率》

9.75% →

9.85%

《介護保険料率》

1.82% →

1.60%

- 賞与については、支給日が令和6年3月1日以降の分から変更後の保険料率が適用されます。
- 40～64歳の方は介護保険料率が加わります。65歳以上の方の介護保険料は、年金からの天引きか、お住いの市町村から届く納付書でのお支払いとなります。
- 協会けんぽの健康保険料率は、医療費の地域差を反映して、都道府県支部ごとに異なります。(平均は10%です)

令和6年度
保険料額表は
コチラ



令和6年12月2日に保険証は廃止されます

今から使おう！ **マイナ保険証**

マイナンバーカードで受診するメリット



安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



協会けんぽでは年度内におひとり様1回に限り、健診費用の補助を行っています。



補助を使って **おトク** に健康診断!

生活習慣病予防健診

目印は
緑の封筒

3月下旬に事業所へ
パンフレットと健診対象者一覧が送付されます。

特定健診

目印は
黄色の封筒

4月中旬にご自宅へ
パンフレットと受診券が送付されます。

35歳から74歳 被保険者(ご本人様)	対象者	40歳から74歳 被扶養者(ご家族様)
一般健診 協会けんぽ補助額(最高)13,583円適用で →自己負担額(最高) 5,282円	健診 費用	協会けんぽが 7,150円 補助します。 自己負担額 無料 ※の健診機関も! ※健診機関により自己負担額は異なります。
付加健診 協会けんぽ補助額(最高)6,914円適用で →自己負担額(最高) 2,689円		

*健診の内容はそれぞれ送付されるパンフレットもしくはホームページ、公式LINEをご覧ください。

生活習慣病予防健診対象の方注目!

令和5年4月から一般健診、付加健診の補助がそれぞれ約2,000円UP!自己負担額が軽減されています。
さらに、令和6年4月から一般健診と一緒に受診できる「付加健診」の対象年齢が拡大されます!
対象:40歳、50歳→40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方

協会けんぽ
への申込は
不要です。



予約方法

いずれの健診も、協会けんぽと提携している**健診機関へ直接ご予約**ください。
健診機関一覧はパンフレットもしくはホームページ、公式LINEよりご覧ください。

事業主様へ 健診対象者一覧をダウンロードできます!

協会けんぽの情報提供サービス(インターネットサービス)で、健診対象者一覧をダウンロード
できます。サービスを利用するためには、ユーザーID・パスワードの払い出しを受ける必要があ
ります。詳しくはホームページをご覧ください。

協会けんぽ 情報提供サービス

検索

健診専用公式LINE
健診情報配信中!



ID @447ekwyz

お問い合わせ先 保健グループ/TEL.054-275-6605

退職・扶養解除時には必ず保険証を回収してください

退職や扶養解除により健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、その後も保険証を
使用したことで発生した医療費は、約**1.7億円**(令和4年度 静岡支部)にのぼります。

健康保険の資格がなくなった方が、事業主に保険証を返却せずに医療機関を受診すると、本来、協会けんぽが
負担する必要のない医療費を負担することとなるため、健康保険料にも大きな影響を及ぼします。

退職した方や扶養から外れた方の保険証の回収・ご返却をお願いいたします。

